別表十六(十)の記載の仕方

1 この明細書は、法人が資産に係る控除対象外消費税額等について令第139条の4(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)(平成30年改正令附則第14条第2項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。)の規定により損金算入額等の計算を行う場合又は法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)に規定する個別損金額を計算する場合において令第139条の4の規定により損金算入額等の計算を行うときに記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法 人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名 を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「当期の損金算入限度額2」の記載に当たっては、次

によります。

- (1) 令第139条の4第7項の規定の適用を受ける場合 又は法第81条の3第1項(令第139条の4第7項の規 定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額 を計算する場合に限ります。)の規定の適用を受け る場合にあっては、「当期の月数」とあるのは「当 期首から適格分割等の日の前日までの期間の月数」 として記載します。
- (2) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延消費税 額等について、その適格組織再編成の日の属する期 の損金算入限度額を計算する場合にあっては、「当 期の月数」とあるのは、「適格組織再編成の日から 当期末までの期間の月数」として記載します。